

道路使用許可申請手数料が免除される対象者

1 国又は地方公共団体

国の機関・都道府県・市町村・地方公共団体の組合・財産区(特別地方公共団体の一つ)

2 社会福祉法に規定する社会福祉法人又は社会福祉協議会

3 日本赤十字社法に規定する日本赤十字社

4 学校教育法に規定する学校又は児童福祉法に規定する児童福祉施設

幼稚園・小学校・中学校・高等学校・特別支援学校・大学・高等専門学校・保育所・幼保連携型認定こども園など

5 公益社団法人若しくは公益財団法人、公益を目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらに準ずる団体

弁護士会・日本銀行・名古屋高速道路公社・区政協力委員会・住宅供給公社・日本郵政グループ・各種労働組合・国民健康保険組合・健康保険組合・農業協同組合(厚生連を含む)・土地区画整理組合・森林組合・商工会議所・安全運転管理協議会・交通安全協会・防犯協会・日本放送協会・土地改良区・簡易水道・宗教法人(神社・寺院など)・NPO法人(特定非営利活動)・町内会・自治会(認可地縁団体)・自主防犯活動団体・医療法人・私立病院

御不明な点は愛知県警察本部交通規制課・各警察署
交通課までお問い合わせください

